

**武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針**  
～デジタル・シティズンシップを含む  
児童・生徒の情報活用能力の育成を目指して～

**令和6年2月作成**  
**武蔵野市教育委員会**

# 目次

はじめに .....	1
<b>1 指針の策定にあたって .....</b>	<b>2</b>
(1) 本指針の位置づけ～武蔵野市の特色ある教育活動の1つとして～	
(2) 「学習者用コンピュータ活用事業」の試行の経緯	
(3) 調査結果から見える学習者用コンピュータ活用の成果と課題	
(4) 運用する中で見えたその他の課題	
<b>2 デジタル・シティズンシップを含む、     これからの時代に求められる情報活用能力 .....</b>	<b>6</b>
<b>3 学校の役割（Ⅰ）児童・生徒が学習者用コンピュータを適切かつ効果的に     活用する～学習活動の視点～ .....</b>	<b>7</b>
(1) 学習者用コンピュータの文具としての活用	
(2) 本市の特色ある教育活動をより効果的にするための活用	
(3) 児童・生徒への「育成を目指す情報活用能力」の明確化	
(4) 児童・生徒の意見を踏まえた校内外における適切な活用方法の作成	
<b>4 学校の役割（Ⅱ）教員の ICT 活用能力を高める～指導の視点～ .....</b>	<b>8</b>
(1) 校内の ICT 活用リーダーの育成	
(2) 定期的な教員研修等を通じた教員の ICT 活用能力の向上	
<b>5 デジタル・シティズンシップ教育の指導事例 .....</b>	<b>9</b>
<b>6 家庭・地域が連携して児童・生徒の情報活用能力を育てる .....</b>	<b>11</b>
(1) 家庭の役割	
(2) 地域の役割と関係機関との連携	
<b>7 教育委員会の役割 .....</b>	<b>13</b>
(1) 学習者用コンピュータの整備や、通信環境等の学習環境の整備、維持	
(2) 夏季研修や、ICT サポーター等を活用した教員研修の実施	
(3) 保護者、地域に対するデジタル・シティズンシップ教育の啓発活動	
(4) 次期学習者用コンピュータの調達	
<b>参考資料 .....</b>	<b>15</b>
(1) 武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方（令和2年8月作成）	
(2) 武蔵野市版 育成を目指す情報活用能力（デジタル・シティズンシップを含む）	
(3) 情報モラル教育に関わる法令等	

## はじめに

武蔵野市の学校教育は「生きる力」の育成を目指し、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等という資質・能力を、知・徳・体にわたって総合的に育む教育活動を推進してきた。また特色ある教育活動として、市民性を高める教育や体験活動、読書活動などを通して知性や感性を磨く取組を進めてきた。

これらの実績や、武蔵野市の児童・生徒の実態を踏まえ、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するために必要な知見の蓄積、教員のICT活用能力の習熟、児童・生徒が学習者用コンピュータを使用できる環境の整備などの試行事業を実施してきた。この試行事業で得た知見を基に、本市としての学習者用コンピュータ活用のための指針を定める。

なお、本指針は教育DXや生成AIの進化など、ICTを取り巻く社会情勢が日々変化することを鑑み、必要に応じて見直すものとする。

## 1 指針の策定にあたって

### (1) 本指針の位置付け～武蔵野市の特色ある教育活動の1つとして～

武蔵野市では、第三期学校教育計画（令和2年度～令和6年度）において「自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる力を育む」ことを基本理念に、「情報活用能力の育成」を施策の一つに掲げ、「情報通信技術（ICT）を活用した授業の推進」を進めてきた。

本市はこれまでも、「体験活動の充実」「市民性の育成」「読書活動の推進」などの教育活動を総合的に推進してきた。本指針で示す「デジタル・シティズンシップを含む情報活用能力の育成」もその1つであり、学習者用コンピュータ活用事業はその柱を成すものである。

### (2) 「学習者用コンピュータ活用事業」の試行の経緯

令和元年12月に、国からGIGAスクール構想が示され、新型コロナウイルス感染症の対応として児童・生徒一人1台の学習者用コンピュータの導入に関する国の補助が前倒しになった。

本市として、本構想を活用して市立小・中学校の児童・生徒一人1台の学習者用コンピュータを導入するにあたっては、令和2年7月に総合教育会議で協議し、令和2年8月に、「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」（参考資料1）を教育委員会で決定した。その際、児童・生徒が自ら学習に必要な文具として位置付けられたが、試行期間中に貸与する学習者用コンピュータについては、市で調達し貸与するものと定めた。

#### **試行期間1年目（令和3年度）**

令和3年4月より一人1台の学習者用コンピュータを導入した「学習者用コンピュータ活用事業」が3年間の試行期間としてスタートした。試行期間の初年度は、教員、児童・生徒共に学習者用コンピュータに慣れることを目標に、「まずは使ってみる」ことを重視し、各校で模索しながら様々な実践を積み重ねた。また推進にあたり、学習者用コンピュータ活用検討委員会、ICT活用推進リーダー連絡会を立ち上げ、学校等の情報共有、課題解決などに取り組んだ。

その中でも特に、「ICTを使うことが当たり前の社会に求められる『態度や知識・技能』を身に付ける」ことを市としてのデジタル・シティズンシップ教育であることと整理した。そしてICTを適切・安全に使う資質・能力を育むために、児童・生徒の自律的・創造的な学習者用コンピュータの利活用するためのデジタル・シティズンシップ教育を推進していくこととした。

### 試行期間2年目（令和4年度）

学習者用コンピュータの活用を拡充していくと同時に、活用方法や活用場面を精選していくことで、より「適切かつ効果的な活用」を追究した。授業以外の場面でも活用が広がり、Google フォームを使った出欠連絡や学校評価アンケート、Google Meet を使ったミーティング等、教員の業務上における活用も広がった。

また、デジタル・シティズンシップ教育については、「武蔵野市としての『デジタル・シティズンシップ教育』において育む態度や知識及び技能について」を作成し、これを参考に各校で実践を進めた。

一方、学習者用コンピュータの活用が進むことで、端末故障の増加、使用時間の増加による視力の低下や姿勢の悪化等の健康面における被害の懸念、家庭における学習者用コンピュータの活用状況、デジタル・シティズンシップ教育の保護者への周知の方法等、様々な課題も徐々にみえてきた。

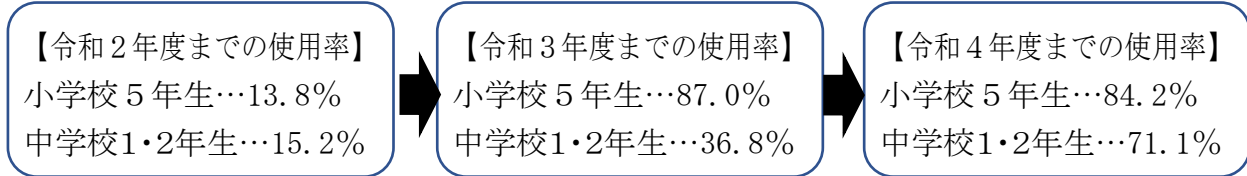
### 試行期間3年目（令和5年度）

2年間で培った学習者用コンピュータの活用の現状を把握するため、「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関するアンケート」を実施した。小学校3年生以上の市立小中学校の児童・生徒、教員、小学校3年生以上の保護者を対象に実施し、6,000 を超える回答から、学習者用コンピュータ活用の現状や課題を明らかにしていった。

これらの結果と、前年度までの成果と課題を受け、「武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会」において、「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する指針」を作成するための検討を行った。

### (3) 調査結果等から見える学習者用コンピュータ活用の成果と課題

「全国学力・学習状況調査」の「小学校5年生・中学1・2年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用したか」という問いに対し、「週3回以上」と回答した児童・生徒の割合は以下のように変化している。



小学校では令和2年度から3年度にかけて、大幅に割合が上昇した。これは、学級担任が複数の教科を受けもつ小学校ならではの特性から、各教員が活用しやすい教科で実践したことが考えられる。また、今年度の調査では数値が若干減少しているが、活用方法や活用場面の精選が進んだためと考えられる。

一方、中学校では1年遅れ令和3年度から4年度にかけて大幅な上昇が見られた。小学校に比べ時間がかかった要因として、教科担任制のため限られた時数の中で教科の目標達成と、学習者用コンピュータの活用の両輪を進めていくことの難しさが影響したと考えられる。しかし、各教員が順応したことや、生徒の学習者用コンピュータの活用力の向上もあり、中学校でも使用頻度が上昇している。

次に、学習者用コンピュータを活用した授業のよさを、多くの児童・生徒が感受していることが、令和5年7月に実施した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関するアンケート」（以後、アンケート）から読み取れる。

#### 【授業で学習者用コンピュータを使うと授業が分かりやすくなるか。】

「そう思う」「少しそう思う」の合計

児童・生徒…89.4% 教員…92.7%

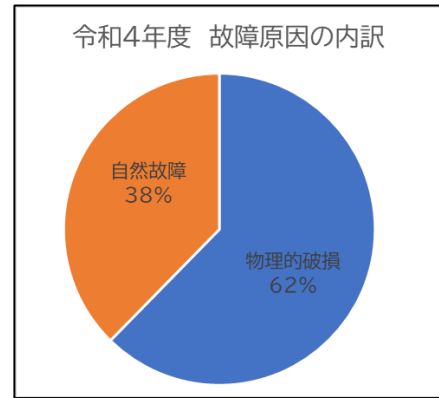
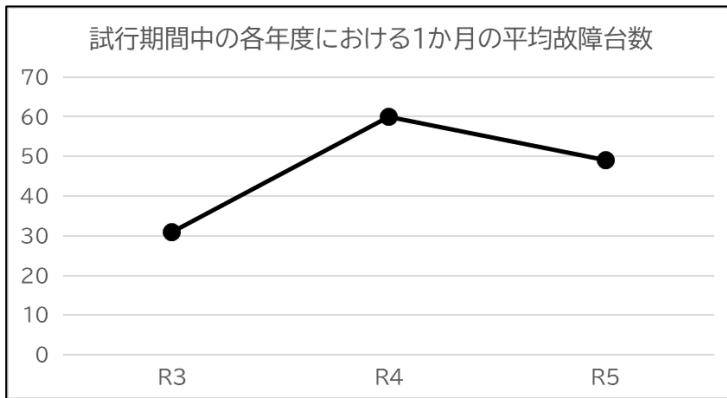
一方、課題や懸念事項として、

- 教科によって学習者用コンピュータの活用状況に差がある。
- ICTの活用技術に不安を抱える教員が3割程度いる。
- 家で学習者用コンピュータを使う約束が無い家庭が多い。
- 保護者のデジタル・シティズンシップ教育についての認知度が低い。
- 学習者用コンピュータを活用することによる、健康面への影響や実体験の減少等に対して、不安を感じている保護者が多い。

以上のことがアンケート結果から把握することができた。今後、これらの課題や懸念事項について検討が必要である。

#### (4) 運用する中で見えたその他の課題

3年間の運用をする中で、学習者用コンピュータの端末故障の多さが課題として挙げられた。故障の状況は以下の通りである。



(※令和5年度は11月までの故障台数)

学校で活用が進むにつれ、故障台数も増加している。また、故障内容としては、経年劣化などによる「自然故障」の割合に比べ、「落としてしまった。」「踏んでしまった。」といった「物理的故障」の割合が多いことが分かった。

学校では、持ち運ぶ際や家庭で使用する際に大切に扱うよう指導しており、令和5年度は令和4年度よりやや改善傾向にある。しかし、依然として課題であることに変わりはなく、故障数が減少しない現状がある。

修理のための市の予算も限られており、今後、児童・生徒が自分の端末として責任感をもって扱うような工夫が必要である。

また、学習者用コンピュータを含めた持ち物の重さについても、保護者から改善の要望が寄せられたほか、市議会や学習者用コンピュータ検討委員会でも議題として取り上げられた。次期端末の導入の際に、重量も併せて検討する必要がある。

さらに、学習者用コンピュータの活用が進むにつれ、児童・生徒のICTを扱うスキルも向上したが、市内の学校で児童・生徒による学習者用コンピュータの不適切な使用が発生しており、デジタル・シティズンシップ教育の中でも情報モラルの育成が課題として挙げられる。学習者用コンピュータをはじめ、ICTは使い方によっては、いじめや性犯罪等を助長させてしまう、あるいはその温床となる面もあることをしっかりと教え、児童・生徒自身に「どのように使うのか。」を考えさせる必要がある。そのため、情報の発信や取扱いに関する法的な知識や使用する際の注意点の理解と実践、また情報モラルの大元としての他者への配慮、行動に対する責任等、人権意識の育成や継続的な指導が必要である。

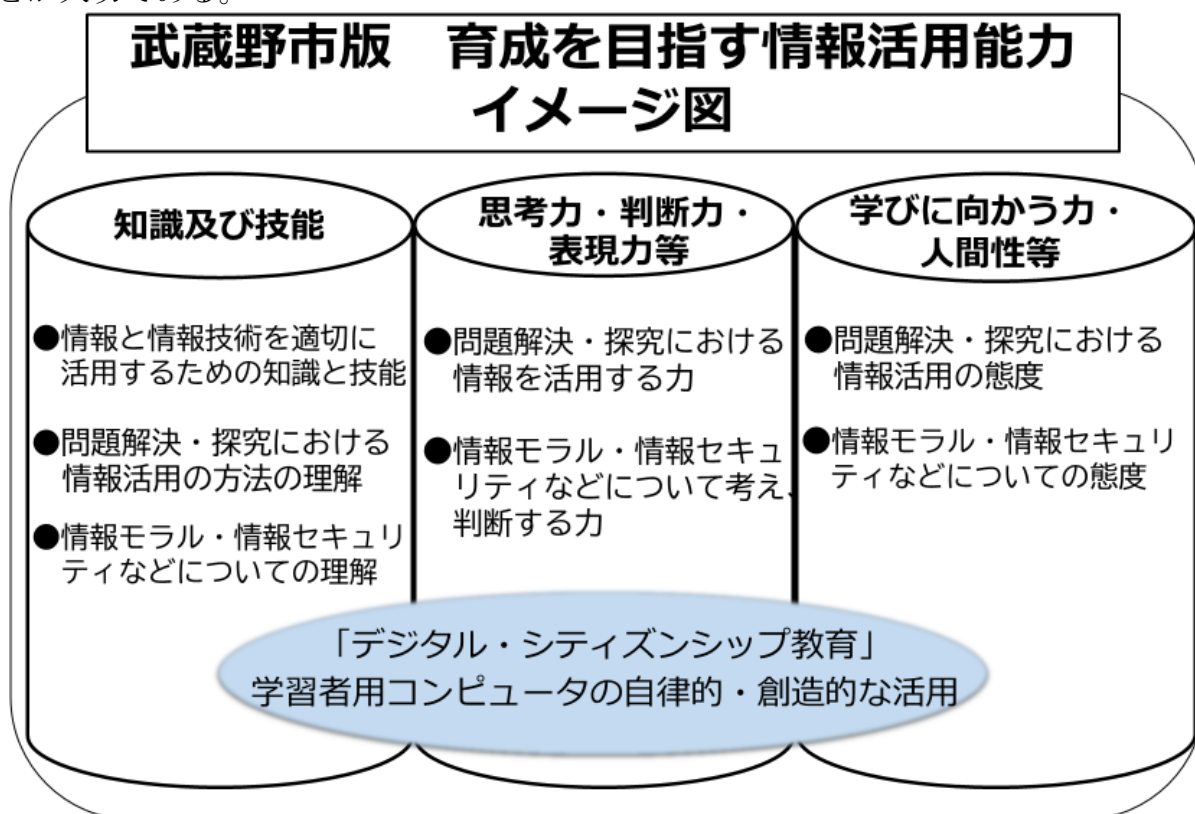
## 2 デジタル・シティズンシップを含む、これからの時代に求められる情報活用能力

これまでの情報モラル教育は、インターネットの危険性を訴える等、ICT の活用を制限する指導が中心だった。しかし、これからの社会は ICT の活用が不可欠である。そのため、令和3年から始めた試行事業においては、児童・生徒が自律して学習者用コンピュータを活用することで、「ICTを使うことが当たり前の社会に求められる『態度や知識・技能』を身に付ける」ことを目指し、児童・生徒の自律的・創造的な学習者用コンピュータの利活用など、デジタル・シティズンシップ教育を推進してきた。

また、学習指導要領（平成29年改訂）において「学習の基盤となる資質・能力」に情報活用能力が位置付けられ、各校では各教科等の特性を生かし、教科横断的な育成に努めている。

こうした現状を踏まえ、本市では児童・生徒のデジタル・シティズンシップを含む情報活用能力の育成を計画的に進めるため、令和5年度に武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会で「武蔵野市版 育成を目指す情報活用能力」（参考資料2）を作成した。作成にあたっては、育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの観点に分け、さらにSTEP 1～4の4つの段階を設定することで児童・生徒の実態に応じて段階的に指導できるように構造化した。

今後、中学校卒業までに各観点のSTEP4の資質・能力を身に付けることを目標に、各校で児童・生徒の実態を踏まえ、家庭・地域と連携した計画的な取組を推進することが大切である。





### 3 学校の役割（1）児童・生徒が学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用する ～学習活動の視点～

#### （1）学習者用コンピュータの文具としての活用

3年間の試行期間で培われた各校の知見や、アンケート結果から特に学習者用コンピュータの適切かつ効果的な活用場面として考えられるのは以下の4点である。

情報の収集

情報の整理

情報の分析

意見等の  
表現・発信

今後、各学校ではこの4つを柱に、日々の授業や教育活動において学習のねらいや取組の一層の充実を図っていく。その際、各校の実践を納めた「学習者用コンピュータ活用実践事例」や「ICTリーダー連絡会」を通じて実践事例を共有するなど、学習者用コンピュータの適切かつ効果的な活用を一層進められるよう工夫する。

また、家庭でも学習者用コンピュータを児童・生徒が自分で必要性を判断して活用できることを目指す。アンケートでは家庭での使用目的として「授業の持ち物の確認」、「インターネットで調べる」、「学校の宿題」、「自主学習」が挙げられ、日常的な活用が進んでいる。しかし、「週3回以上家で学習者用コンピュータ使っている」と回答した児童・生徒は約45%と半数以下に留まっていることから、自律的・創造的な活用を一層促す。加えて不登校支援や学級閉鎖時の対応等、学びの機会を確保する手段の一つとして、積極的な活用を進める。

#### （2）本市の特色ある教育活動をより効果的にするための活用

本市では、「武蔵野市民科」をはじめとする市民性を高める教育や、「セカンドスクール」等の体験活動、読書活動などを通して知性や感性を磨く特色ある教育活動を進めている。今後、「遠方の講師をオンラインで招く。」、「セカンドスクールの滞在先の児童・生徒や宿の方と交流する。」等、学習者用コンピュータを効果的に活用することで、こうした学習の一層の充実を図る。

#### （3）児童・生徒への「育成を目指す情報活用能力」の明確化

学校は学習者用コンピュータの適切かつ効果的な活用のために先に述べた「育成を目指す情報活用能力」を踏まえ、計画的な指導を行う。その際、より学習効果を高めるために、児童・生徒や保護者に対しても「育成を目指す情報活用能力」を分かりやすく示し、共通認識や学びの見通しをもって取り組めるように工夫する。

#### （4）児童・生徒の意見を踏まえた校内外における適切な活用方法の作成

学校は本指針の内容を推進するために、情報活用能力育成の全体計画や年間指導計画に基づく計画的な指導を行う。また、年度当初や途中で校内外における学習者用コンピュータの活用方法についての約束を児童・生徒の意見を踏まえて作成し、振り返るなど、適切な活用方法を定期的に見直す取組を共に考えていくことが求められる。

## 4 学校の役割（2）教員の ICT 活用能力を高める ～指導の視点～

アンケートでは、「教材研究や校務における ICT の活用」、「授業における ICT の活用」、「児童・生徒に対する ICT 活用の指導」、「児童・生徒の情報活用能力についての指導」について以下の様な結果だった。

- 「できる」「ややできる」と肯定的な回答の割合が全項目で 70%以上
- 全項目で「あまりできない」「できない」と回答した割合は 15%
- 全項目で否定的な回答をした教員に年代、経験年数による偏りは無い。

また、7月に実施した学習者用コンピュータ活用研修における実施後のアンケートでは、

- 【自身の ICT 活用スキルを高めるために、どのような研修が必要か。】
- 受講者全員が「外部から講師を招いた研修」と回答した。
- 「校内での研修」「市内の ICT の活用が得意な教員からの研修」と回答した割合がそれぞれ 50%以上

という結果であった。

こうした現状を踏まえて、以下の取組を進める。

### （1）校内の ICT 活用推進リーダーの育成

各校の教員の ICT 活用能力を高めるために、デジタル・シティズンシップ教育の取組が定着するまでを目途に、校内で ICT 活用推進リーダーを指名する。ICT 活用推進リーダーは校内の ICT 活用能力推進に努める。

また、市主催の ICT 推進リーダー会において、研究授業や情報交換等の研修を重ねることで、各校の ICT 活用推進リーダーの育成を図る。

### （2）定期的な教員研修等を通じた教員の ICT 活用能力の向上

各校で ICT 活用推進リーダーを中心に、教員の ICT 活用能力の向上のための校内研修を定期的実施する。

また市教育委員会は、他自治体からの異動者、新規採用者向けの学習者用コンピュータ活用研修資料の作成や、ICT 活用能力の向上が必要な教員を対象とする夏季研修の実施等、市内教員の ICT 活用能力向上に努める。

## 5 デジタル・シティズンシップ教育の指導事例

情報活用能力のうち、特に「ICTを使うことが当たり前の社会に求められる『態度や知識・技能』を身に付ける」ためのデジタル・シティズンシップを育成していくにあたり、「(4) 運用する中で見えたその他の課題」で述べたように ICT は使い方によっては、いじめや性犯罪等を助長させてしまう、あるいはその温床となる面もあることをしっかりと教え、どのように使うべきかを考えさせる必要がある。そのためには教員をはじめ関係者が関係法令（参考資料3）を理解し、発達段階に応じて指導するとともに、児童・生徒が遵守することが前提として大切となる。その上で、

- 他者への配慮をする。（他人を嫌な気持ちにさせない）
- 自分の行動に責任をもつ。
- 情報の発信、取り扱いに関する法的な知識を理解し、実践する。
- セキュリティとプライバシーに配慮する。
- 生成 AI の進展など、ICT 技術の進歩に伴う社会の変化に対応する。
- インターネット上など、多くの情報の真偽や質を見分ける。
- SNS 等を適切かつ効果的に活用して、自ら情報を発信、受信する。

といった情報モラルやクリティカル・シンキングなどに関する力を、様々な場面で指導していく必要がある。（参考資料2を参照）

こうした力は一度の取組で身に付くものではなく、継続的に指導し、その成果を定期的に確認するなどの工夫が必要である。また、全てを規制し ICT を児童・生徒から引き離すことは、児童・生徒自身が学習者用コンピュータをはじめとした ICT の自律的な活用につながらない。そのため、児童・生徒が自分の判断で ICT を適切かつ効果的に活用できるよう、学習者用コンピュータへの規制はフィルタリングの設定など最低限に留め、児童・生徒が自律して活用していくよう学校、家庭で連携して指導する。

学校では、以下の具体的な取組として次の項目や、次項の実践事例を参考に、道徳をはじめとした各教科等の授業や、日々の指導を通じて情報モラルや人権教育を計画的に取り組むよう努める。

- 自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権教育や道徳教育の計画的な取組の推進
- 道徳科や社会科をはじめとした各教科や学級活動による情報社会における自分の行動が与える影響等を考える情報モラルの学習の推進。特に
  - ① 学習者用コンピュータを他の人に貸したり使わせたりしないこと。
  - ② 自分や他の人の個人情報や、インターネットで絶対に公開しないこと。
  - ③ 許可を取らずに、他の人を撮影しないこと。を徹底する。

- 「SNS を使うときに気を付けること」や「性暴力とは何か」、「性暴力の被害に遭った場合の対応」などを取り上げ、子どもたちが性犯罪や性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない、「生命（いのち）の安全教育」の着実な実施



【参考】文部科学省「生命の安全教育」HP

(1) 実践事例1 「疑似 SNS 運営によるデジタル・シティズンシップ教育」

- ① 教科等 特別活動
- ② 学 年 小学校 4 年生
- ③ ねらい デジタル上で人と上手にコミュニケーションを図る。
- ④ 概 要 Google クラウドルームを活用した学級内疑似 SNS
- ⑤ 内 容 運営ルールを学級内の話し合いで決定する。

【運営ルール】

- 誰もが楽しい気持ちになるものを投稿する。
- 担任の先生に、何の学習に関係しているか説明できる内容にする。
- 投稿してよい時間は7時～20時までにする。
- 週に1回、使い方を全員で振り返って、必要があればルールを変える。

(2) 実践事例2 『ICT のよりよい使い手』になるための国語科の授業」

- ① 教科等 国語
- ② 学 年 中学校 1 年生
- ③ ねらい 身の回りのメディアを比較し、特徴を理解する。
- ④ 概 要 複数のメディアを比較し、各メディアの長所短所を理解する。
- ⑤ 内 容 ○新聞、テレビ、本、インターネットなど身近なメディアの長所、短所を考える。

○「速報性」「詳細さ」「信頼性」の3つの観点で比較する。

※参照：「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」に多数の実践事例を掲載



**人権教育と情報モラルの重要性**

人権教育と情報モラルの指導は、児童・生徒の情報活用能力を育成する上で、その前提となるものであり、必要不可欠である。

例えば、情報を発信する際に、個人情報やプライバシーを侵害しないように注意する必要がある。また、著作権や肖像権などにも配慮する等、情報モラルを守って行動することが、他者の人権を守ることにつながる。また、不適切な使い方発生した際に、傍観者にならず是正を促した児童・生徒を積極的に褒めることも、人権意識の醸成につながる。

よって、児童・生徒が「ICT を使うことが当たり前の社会」において、ICT のよりよい使い手になるために情報モラルの前提としての人権教育を推進する必要がある。

## 6 家庭・地域と連携して児童・生徒の情報活用能力を育てる

児童・生徒がデジタル・シティズンシップ（ICT を使うことが当たり前の社会に求められる『態度や知識・技能』）を身に付けるには学校の教育活動での活用だけでなく、子どもが日々過ごす家庭での使い方も重要である。

また、デジタル・シティズンシップを含む情報活用能力の育成には、学校だけでなく、地域も交えて互いに協力し合う必要がある。そして市教育委員会は学校・家庭・地域の活動を支える役割を担う。そのため、この項では家庭の役割、地域の役割と関係機関との連携を示す。

### （1）家庭の役割

家庭では次の役割が特に重要となる。

①児童・生徒が学習者用コンピュータの自律した活用をするための、使用に関する約束づくり。

家庭における学習者用コンピュータの活用方法については子どもに任せきることなく、各家庭でも子どもと話し合い、使い方を決め振り返ることが重要である。東京都教育委員会も「SNS 東京ルール」を踏まえ、「SNS 家庭ルール」を保護者と子どもが話し合っ作ることを推奨している。

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/pr/tokyo\\_no\\_kyoiku201601\\_js.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/pr/tokyo_no_kyoiku201601_js.html)

本市としても、導入当初や年度始めに「学習者用コンピュータ使用の約束」を配付し、その中で使う時間を保護者と相談する項目を設けるなどしてきた。

しかし、アンケートでは、「家で学習者用コンピュータを使うときに約束がある」と回答した児童・生徒は約 35%で、多くの家庭で約束が作られていないことが分かった。一方で「約束がある」と回答した児童・生徒の 90%以上が「約束を守れている」「だいたい守れている」と肯定的な回答をしている。家庭で、学習者用コンピュータの使用に関する約束があることで、児童・生徒が自律した活用につながっていることが分かる。

こうした現状を踏まえ、各家庭では日常生活において学習者用コンピュータを自律して活用できるよう、使用に関する約束を、我が子との対話を通じてつくる、定期的に振り返る等、家庭における適切な活用方法を、子どもと共に考えていくことが求められる。

なお、考えられる約束の内容としては、

ア 使用する目的「何のために、学習者用コンピュータを使うのか」

イ 使用する時間「どのくらいの時間使うのか（何時から何時まで使うのか）」

ウ 使用する場所「どこで使うのか」

エ 使用する機能「どういったアプリケーションを使えばいいのか」

オ 結果の共有「やってみてどういったことができたのか（分かったのか）」

カ 端末の保管等「どこに片づけておくか」「学校でどんなことに使ったか」などが挙げられる。

## (2) 地域の役割と関係機関との連携

地域では次の役割を果たすことが考えられる。

### ①デジタル・シティズンシップ教育についての理解の深化

地域には開かれた学校づくり協議会での熟議のテーマの1つとして学習者用コンピュータの活用を取り上げることや、学校だより、学校ホームページ等を通じて、学校におけるデジタル・シティズンシップ教育の取組について理解をいただくことが大切である。

また、コミュニティセンター等で不適切な使用が見られた際に声掛けをしていただくことなどが考えられる。

### ②ICTに長けた地域人材による、学校の教育活動への協力

児童・生徒の情報活用能力の育成を目的とした授業や、教員のICT活用能力を目的とした研修の際に、ICTに関する専門性の高い地域人材を紹介する等の協力をいただくことも考えられる。また、地域人材と連携した授業を公開し、保護者や地域の理解を深める一助とすることも考えられる。

### ③学校の教育活動から児童・生徒の地域の活動への積極的な参加の促進

児童・生徒は様々な社会体験を経る毎に、心身共に大きく成長する。上記②のICTに長けた地域人材を活用した学習活動の後に、地域のICTやデジタルに関連する活動への参加を積極的に促すことが考えられる。

また、SDGsをはじめとした喫緊の課題に関するイベントで児童・生徒が学校で学習したICTによる情報発信手段を活用するということも考えられる。こうした取組は、地域としては、新たな参加者を募ることにつながるとともに、児童・生徒にとっては社会での実体験は、「その経験を話したい」、「周囲と共有したい」という心情につながり地域社会への参画意識向上にもつながると考えられる。

### ④地域からの積極的な情報発信

従来、児童・生徒に対して、紙媒体を通じて参加募集や情報発信がなされることが一般的であった。今後は、地域の行事案内をデータ配信に切り替え、学習者用コンピュータや校務支援システムである校支援の保護者連絡帳機能を活用することで、どの家庭も情報が行き渡るような工夫も検討していきたい。

### ⑤関係機関との連携

デジタル・シティズンシップの育成や学習者用コンピュータの適切な活用については、その時々最新の知見に基づき対応していくことが重要である。そのためここで述べた取組を学校だけでなく、警察や情報通信に関する企業、NPO等関係機関と連携していくことが考えられる。また、トラブル等が発生した際にも連携して対応していく。

(1)(2)の取組については「約束の振り返り」、「関係機関による取組」「地域の声」などを吸い上げ、取組の改善に生かすことが必要である。

## 7 教育委員会の役割

教育委員会では次のことを進めていくことが求められる。

- (1) 学習者用コンピュータの整備や、通信環境等の学習環境の整備、維持
  - ①必要なサービスやソフトウェア等の情報収集及び、導入の検討
  - ②迅速な障害対応の徹底
  
- (2) 夏季研修や、ICT サポーター等を活用した教員研修の実施
  - ①年度当初…【対象】他自治体からの異動者、新規採用者等  
【内容】情報セキュリティや学習者用コンピュータ活用のための基礎研修
  - ②夏季休業中…【対象】ICT 活用が不得意な教員  
【内容】ICT 活用能力の向上研修
  - ③随時…ICT サポーターによる訪問研修
  
- (3) 保護者、地域に対するデジタル・シティズンシップ教育の啓発活動  
「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」等を通じて、各校のデジタル・シティズンシップ教育の実践や、市として抱える課題等の情報を発信し、保護者、地域への情報提供、啓発を行う。
  
- (4) 次期学習者用コンピュータの調達  
現在の学習者用コンピュータを調達するにあたっての経緯や課題について改めて確認すると、以下の通りである。
  - ①令和3年度に運用を開始し、令和7年度に貸与期間終了予定である。
  - ②学習者用コンピュータは児童・生徒が自ら管理する「学習に必要な文具」と位置付けている。
  - ③運用上の課題として、修理に時間がかかることや機材の重量等が報告されている。

これらの経緯や課題と、本指針でここまで述べてきた内容や学習者用コンピュータ活用検討委員会における意見を踏まえ、次期学習者用コンピュータの調達については次のように対応する。

- ①引き続き児童・生徒が自ら管理する「学習に必要な文具」という考え方を継続する。
- ②その上で、本指針で述べてきた取組の一層の推進、課題の解決といった視点を基に、令和8年度以降に導入する学習者用コンピュータの機種、導入ソフト、修理に対しての保険導入等について検討する。

- ③令和6年度に学習者コンピュータ選定委員会を開催し、調達にあたっては、現場の使用状況や実態を踏まえ、効果的に運用できるよう、学校から意見聴取する機会を設ける。
- ④なお、国からは5万5千円の補助金の見込み（令和6年度 国概算要求より）があり、本市としても申請をしていく。
- ⑤その上で、調達方法としては、CYOD<sup>1</sup>やサブスクリプション<sup>2</sup>など、児童・生徒が市からの貸与ではなく、自分の機材として責任をもって利用するとともに、保護者への負担を考慮した方法を中心に検討する。

---

<sup>1</sup> CYOD（Choose Your Own Device）予め用意された複数の端末から自分が使いたい機種を選んで使用する方法のこと。

<sup>2</sup> サブスクリプション 料金を支払うことで、製品やサービスを一定期間利用することができる方法のこと。



## 參考資料

## 参考資料1

### 武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方

(令和2年8月)

武蔵野市教育委員会では、第三期学校教育計画（令和2年度～令和6年度）において、「情報活用能力の育成」を施策に掲げ、「情報通信技術（ICT）を活用した授業の推進」を進めてきた。

そのような中、令和元年12月に国からGIGAスクール構想が示され、新型コロナウイルス感染症の対応として児童・生徒一人1台の学習者用コンピュータの導入に関する国の補助が前倒しになった。

本市として、本構想を活用して、市立小中学校の児童・生徒一人1台の学習者用コンピュータを導入するにあたっては、令和2年7月に総合教育会議で協議し、令和2年8月に、以下に示す「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」を教育委員会で決定した。決定後、市長と校長会との懇談を行い、共通理解を図り、導入、また活用における試行を開始した。

武蔵野市教育委員会は、今後の本市の学校教育において、児童・生徒の学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するための基本的な考え方を以下の通り定める。

#### 【指針の制定】

○武蔵野市の学校教育は、「生きる力」の育成を目指し、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性という資質・能力を、知・徳・体にわたって総合的に育む教育活動と共に、市民性を高める教育や体験活動、読書活動などを通して知性や感性を磨く本市の特色ある学校教育に取り組んでいる。これらを踏まえ、武蔵野市の児童・生徒の実情を鑑み、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するために必要な知見を蓄積し、教職員の習熟を図るため、児童・生徒がタブレット端末を使用できる環境を整備した試行を実施する。試行を実施した上で、本市としての学習者用コンピュータ活用の指針を定めることとする。

### 【指針の内容】

○指針には、学校教育において学習者用コンピュータを活用することが有効な場面や方法、また必要としない場面など、児童・生徒の発達段階を踏まえた学習者用コンピュータに関する指導内容に関する事、児童・生徒が学習者用コンピュータを効果的に活用することで身に付く力に関する事、教職員が学習者用コンピュータを適切かつ効果的に利活用できる ICT 活用指導力を習得するための研修に関する事などを規定する。

### 【武蔵野市の教育への ICT 活用に関する試行事業】

○指針を定めるための試行を「武蔵野市の教育への ICT 活用に関する試行事業」と称し、期間を3年とする。「武蔵野市の教育への ICT 活用に関する試行事業」を実施する上で、活用方法や管理方法、学習者用コンピュータの導入の条件を以下の通り定める。

- ・教育委員会は、学校において適切かつ効果的に学習者用コンピュータが使用できる設定内容及び管理方法を定める。

設定内容；児童・生徒の発達段階を踏まえたキーボードの使用、家庭での使用方法、インストールするアプリケーションソフト等

管理方法；クラウド上で児童・生徒が教育用ソフトウェアを使用するために必要な個別のアカウントの払い出し及び管理等

- ・教育委員会は、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した授業における指導方法、児童・生徒が自宅に学習者用コンピュータを持ち帰る場合の活用方法を含め、ICT 機器の活用について、検討委員会を設置し研究する。
- ・学習者用コンピュータとして児童・生徒が使用するタブレット端末は、児童・生徒が自ら管理する学習に必要な文具として位置付けられるものだが、試行期間中に使用するタブレット端末は市で調達し、貸与するものとする。
- ・試行により整備する通信環境は、一人1台の使用と同時双方向型の利用が円滑に行えるような水準とする。

### 【教育委員会の役割】

○教育委員会は、学校において適切かつ効果的に ICT を利活用できるための知見の蓄積と共有、教員の研修、サポート体制の整備及び通信基盤、使用するアプリケーションソフトなどの環境整備を行う。

#### 【学校の役割】

○学校は、試行期間中に教育活動全体を通して、積極的に学習者用コンピュータを活用した実践を行い、効果的な活用方法を見いだすとともに課題について整理し、解決を図る。また、児童・生徒の発達段階を踏まえた自律的な管理について指導する。

#### 【保護者の役割】

○保護者は、各家庭において児童・生徒が自律的かつ適切に学習者用コンピュータを利用できるよう、児童・生徒の発達段階を踏まえた指導を行う。

#### 【デジタル・シティズンシップ教育の推進】

○今までの ICT 活用の指導に比べ、児童・生徒が情報技術を活用する場面が増えるとともに、内容も高度化する。今後の情報化の進展の中で ICT を適切・安全に使う資質・能力を育むために、児童・生徒が自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用するためのデジタル・シティズンシップ教育を推進する。

武蔵野市版 育成を目指す情報活用能力（デジタル・シティズンシップ教育を含む）

【知識及び技能】 ※DC＝「武蔵野市としての『デジタル・シティズンシップ教育』において育む態度や知識及び技能について」で示していた項目

分類		STEP1	STEP2	STEP3	STEP4			
A 情報と情報技術 を適切に活用する ための知識と技能	①情報技術に関する技能	共通操作	起動・終了の仕方 クリック ダブルクリック ドラッグ ドロップ スワイプ	表計算ソフト グループウェア	プログラミング言語 ファイル管理			
		タッチペン キーボード	音声入力 タッチペン 手書き入力	ローマ字入力 (10文字程度/1分間)	ローマ字入力 (40文字程度/1分間)			
		カメラ ビデオ	写真・動画の撮影	写真・動画の活用	写真・動画の編集	分かりやすく伝わるような写真・動画の撮影・編集		
		Web 検索	Web サイトの閲覧	Web サイトの検索	語句を除外する等、条件を絞った検索の方法			
		Google	クラスルームを開く フォーラムに回答する ファイルを開く	スライドやジャムボード、ドキュメントの活用 ファイルの検索	フォーラム、スプレッドシート、ミートの活用、 ファイルの共同編集や保存場所の選択、移動、 コピー	目的に合わせて Google のツールを自分で選択し、 課題の作成や発表に活用する		
		SKYMENU	SKYMENU を操作する	SKYMENU を使って発表し合う	SKYMENU を使ってまとめたり発表しあったりする			
		②情報と情報技術の特性の理解 【DC 知②】	③記号の組合せ方の理解 (プログラミング教育)		身近な生活におけるコンピュータの活用 情報の基本的な特徴	社会におけるコンピュータの活用 情報を伝える主なメディアの特徴	社会におけるコンピュータや情報システムの活用 情報のデジタル化や処理の自動化の仕組み	
					順序がある場面があることを知り、順序立てた プログラムを作成する(順次処理)	条件を満たすまで動作を続ける場面があることを知 り、条件次第で動作が変化するプログラムを作成す る(条件分岐処理)	条件により動作が変化する場面があることを知 り、条件次第で動作が変化するプログラムを作成す る(条件分岐処理)	問題発見、解決のための安全・適切なプログラ ムの作成、動作の確認及びデバックを行う
					本等の身近なものから情報を収集する	百科事典やインターネット等の情報を集める基 本的な方法を知り、情報を収集する	調査や実験、観察等から情報を収集する	アンケート等、統計的な調査を行い、効率的に 情報を収集する
					絵や図を用いた情報を整理する	表やグラフを用いた情報の整理し特徴、変化を 捉える	表やグラフを用いた情報の整理し、複数の観点 から情報の傾向を捉える	目的に合わせて情報を整理し複数の観点から 情報の傾向を捉える
B 問題解決・探 究における 情報活用 方法の理解	①情報活用の理解 【DC 技③】	分析	共通点と相違点、順序などの関係を分析する	全体と中心、考えと理由・例などの関係や比 較、分類し分析する	原因と結果、主張と事例などの関係や情報をつ なげたり広げたりし分析する			
		表現・発信	相手に伝わるように発表する	相手や目的を意識した発表する	相手や目的を意識して安全に情報を発信する	複数の表現手段を合わせた発表する		
			問題解決における情報の大切さ	目的に応じた情報の活用の見通しの手順 情報の活用を振り返り、改善点を見出す	問題解決のための情報及び情報技術の計画	条件を踏まえて、情報及び情報技術の活用の 計画を立てる手順		
			筋道を立てて、自分の考えをもつ	様々な情報をもとに、筋道を立てて自分の考え をもつ	自分の意見について、根拠となる情報を基に妥 当性や正当性について吟味する	自分の意見について、様々な立場や視点、根拠 となる情報を基に妥当性や正当性について吟味 する		
C 情報モラル・ 情報セキュリティ などについて の理解	②健康に関する理解【DC 知③】		人が作ったものを大切に コンピュータを利用する時の基本的なルール	基本的な情報セキュリティ 自分や他人の情報の大切さ 情報の発信や情報をやりとりする場面の責任	情報に関する自分や他人の権利 通信ネットワーク上のルールやマナー 発信した情報や情報社会での行動が及ぼす影響 情報や情報技術に関する危険性			
			利用による健康への影響	健康面に配慮した学習者用コンピュータの利用	健康面に配慮した学習者用コンピュータの日常の利用			

【思考力・判断力・表現力等】

分 類		STEP1	STEP2	STEP3	STEP4	
思考力・判断力・表現力等	D 問題解決・探究における情報活用する力	①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③プログラミング的思考	全体と中心、考えと理由・例の関係を探えたり、文書や図の情報に基づいて、簡単な図や絵、表、グラフを作成したりする 情報を一般化し、全体的な特徴を探え、新たな考えや意味を見出す 見通しを基に、問題解決への手順の組み合わせを考えたり、実践したりする	収集した情報を順序立てたり、共通点・相違点を意識したりして整理する 情報の大体を捉え、自分の言葉でまとめる 適切な手順の組み合わせを考え、実行する	収集した情報の中で、原因と結果、主張と事例を関係付けたり、目的に応じた表やグラフを用いて情報を整理したりする 情報の傾向や規則性を見付け、問題に対する解決策を考察する 問題解決に向けて計画を立てて、実行する	STEP4 調査を設計し、情報メディアの特性を踏まえて効果的に情報検索・検証し、目的や条項に応じて統計的に整理したり「考えるための技法」を組み合わせを活用したりして整理する 目的に応じ、情報と情報技術を活用して、情報の傾向と変化を捉え、問題に対する多様な解決策を明らかにする 問題解決に向け複数の計画を立てて評価・改善しながら実行する
	E 情報モラル・セキュリティなどについて考え、判断する力	①受け手の状況を踏まえて発信する力 ②自らの情報活用を評価し、よりよく改善する力【DC 技④】	自分の考えや感想を発表したり、相手の発表を聞いたりする 情報活用のよさに気付く	自分の考えや感想を相手や目的に合わせて表現・発信する 情報活用を振り返り、どのように改善できるかを考える 情報活用に関する約束やきまりの意味を考え、自分で約束を決める	複数の手段を組み合わせて効果的に表現・発信する 情報活用を振り返り、改善点や新しい提案を互いに話し合う	目的や意図に応じて情報を統合して表現、様々な方法で表現、発信する 効率化の観点から評価し、手順の組み合わせをどう改善すれば、より意図した活動に近づけるかを論理的に考える 場面に応じたよりよい判断や提案を行う

【学びに向かう力・人間性等】

分 類		STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
学びに向かう力・人間性等	F 問題解決・探究における情報活用態度	事象と関係する情報を見付けようとする 問題解決における情報の大切さを意識して行動する 目的を意識して最後までやり遂げようとする態度を養う	情報を複数の観点から捉えたり、新たな視点を受け入れて検討しようとしたりする 目的に応じて情報の活用を見直し、振り返り、改善点を見出そうとする 課題を達成するために試行錯誤して、最後までやり遂げようとする	情報同士のつながりを見付けたり、複数の観点から考察しようとしたりする 複数の観点から計画し、情報及び情報技術の活用を振り返り、改善点を見出そうとする 課題を達成するために、試行錯誤して最後まで計画的にやり遂げようとする	物事を批判的に考察し、判断しようとする 条件を踏まえて情報及び情報技術の活用を計画を立てて、試行しようとする 情報及び情報技術の活用を効率化の観点から評価し改善しようとする
	G 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	①責任をもって適切に情報を扱うようとする態度【DC 態度③】 ②情報社会に参画しようとする態度【DC 態度④②】	人の作ったものを大切にしようとする 約束や決まりを守ろうとする 自他の個人情報や教えたり、不審なサイトにアクセスしたりしない カメラやキーボード等、学習者用コンピュータの機能や、情報や情報技術を適切に使うようとする	情報に関する自分や他者の権利（著作権、肖像権）があることを踏まえ、尊重しようとする 発信した情報が及ぼす影響について 踏まえて行動しようとする 情報通信ネットワークが共用のものであることを意識して、クラウドサービス等を使って適切に行動しようとする よりよい生活や社会づくりに生かそうとする	情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを踏まえ、行動しようとする 情報ネットワークの公共性を意識して行動しようとする 情報やクラウドサービス等、情報技術をよりよい生活や持続可能な社会の構築に生かそうとする

【参考資料】

- 「教育の情報化に関する手引き（令和元年12月）」文部科学省
- 「武蔵野市立井之頭小学校 研究リーフレット（情報活用能力育成計画）（令和5年2月）」
- 「令和4年度 学習者用コンピュータ活用事業のまとめ（令和5年3月）」武蔵野市教育委員会
- 「情報活用能力#東京モデル ver1.0（令和2年10月）」東京都教育委員会
- 「Google for Education 活用表」株式会社ストリートスマート [https://master-education.jp/download/google\\_for\\_education\\_conjugation\\_charts.pdf](https://master-education.jp/download/google_for_education_conjugation_charts.pdf)

## 情報モラル教育に関わる法令等

### いじめ防止対策推進法

(令和元年5月24日改正 法律第11号)

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

### 「4文科初第2121号 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」より抜粋

(令和5年2月7日)

(警察に相談又は通報すべきいじめの事例)

○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

#### 脅迫(刑法第222条)

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金。

○特定の人物を誹謗中傷するために、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。

#### 名誉棄損、侮辱(刑法第230条、231条)

3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金。

1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料。

○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、スマートフォンに送らせる。

○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。

#### 児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)

児童ポルノを所持した者は、1年以上の懲役又は100万円以下の罰金。

2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役、又は300万円以下の罰金。

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又は併科。

○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

#### 私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)(私事性的画像の記録提供等による被害の防止に関する法律第3条)

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

参考 令和5年7月に「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が施行され、「性的姿態等撮影罪」が新設された。

### 著作権法

(令和5年6月14日改正 法律第53条)

(私的使用のための複製)

第30条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

(引用)

第32条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

参考 文化庁ホームページ 著作権に関する教材、資料等  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

## 個人情報保護に関する法律

(令和5年11月29日改正 法律第79条)

(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- 2 個人識別符号が含まれるもの。

## 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(令和4年6月17日改正 法律第68条)

(不正アクセスの禁止)

第3条 何人も不正アクセス行為等をしてはならない。

(他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止)

第4条 何人も、不正アクセス行為(第二条第四項第一号に該当するものに限る。第六条及び第十二条第二号において同じ。)の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない。

(不正アクセス行為を助長する行為の禁止)

第5条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。

## 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(令和4年6月22日改正 法律第77条)

(目的)

第1条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力(以下「インターネットを適切に活用する能力」という。)を習得することを旨として行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。